



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	現代スコラ的自然法論の構造
Author(s)	秋間, 実
Citation	北海道大学人文科学論集, 3, 1-11
Issue Date	1964
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34277
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_PL1-11.pdf



現代スコラ的自然法論の構造

秋 間 実

わたしは、ほかの場所で、現代のカトリック的・スコラ的自然法論のイデオロギー的性格について論じた¹⁾。本稿では、それをうけ、しかし視角をかえて、この自然法論が科学論の立場からみて十分に根拠のある学説といえるかどうかを、ひきつづきメスナー (Johannes Messner)²⁾ に定位して、吟味することにする。

ナチズムの非道な支配とその悲惨な結末とにたいして「法律は法律」(Gesetz ist Gesetz) とする法実証主義が大きく寄与しているという法学者の反省から、第2世界戦争後の西ドイツにおいて自然法思想のいわば熱情的な高揚がみられたことは、野田良之氏も指摘されるとおりである³⁾。ところで、それだけにかえて自然法思想の冷静な吟味が必要であるという立場からの発言や、法実証主義のかわからの逆批判も、はやくからおこなわれた⁴⁾。こうして、西ドイツの自然法論議は「新しい反省の段階」にはいったとみとめられる⁵⁾。討論は、ひきつづき活潑におこなわれている⁶⁾。それは十分に理由のあることであつて、まことに、法実証主義の招いた不信がそのまま自然法論の威信をたかめる論拠になるものでないことは、論理的にはじつはいうまでもないのである。このような討論からわたしが期待するのも、一般に自然法思想がはらむ問題性が学問的に究明されることにほかならない。わたしは、とくに現代スコラ的自然法論について、それを科学論のレベルで検討する必要をとても感じる。というのも、上の一般的理由のほかに、つぎの事情をみのがすわけにいかないからである。ナチズムの悪法・不法・無法をも法とみとめるほかはなかった法実証主義の理論上構造上の欠陥をひとが指摘するのがただしい⁶⁾とすれば、各国においてファシズムやナチズムを支持することを決してためらわなかった周知の歴史をもつ資本家たち⁷⁾ のための社会秩序を、あ

のように一貫して頑強に自然秩序として擁護してあやしまないこの自然法論⁹⁾についてもまた、わたしたちは、それが厳密に根拠づけられた理論といつてよいものであるかどうかを検討する理由をもつのである⁹⁾。その代表者のひとりとしての Messner について、この作業をおこなうことにしよう。

Messner は、第 1 に、自然法が、抽象的理念にすぎないようなものでなく、事実としてたしかに人類社会の発展のなかに存立しつづけてきたものであることを主張する。

かれの論証を吟味するために、ひとつの事例から出発しよう。かれは、主著『自然法』(1949)のなかで、「人間本性にもとづく諸権利」を列挙している¹⁰⁾。

1. 良心の自由、
2. 宗教礼拝の自由、
3. 生存権、
4. 他人から尊重される権利、
5. 人格の不可侵権、
6. 私的所有権、
7. 生計をたてる権利、
8. 婚姻の権利、
9. 自己の子供を教育する権利、
10. 自由な職業選択の権利、
11. 人格伸長権、
12. 自由な表現の権利、
13. 自由な結社の権利、
14. 公共団体の秩序や行政に参与する権利、

がそれである。一見してわかるように、これは、自由権および財産権・参政権・社会権に大別され¹¹⁾ 基本的人権として知られる諸権利¹²⁾のうちのいくつかのものである。さて、基本的人権は、日本国憲法第 97 条にも明記されているように、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」にはかならない。だから、どの権利の実質的内容も、封建的絶対主義の社会ならびに資本主義社会における階級闘争を基軸に据えて歴史的具体的に追求しなければ、これを的確に全面的に理解することはできない。とすれば、これを Messner の自然法論が「人間本性自体にもとづく諸権利」として静的抽象的に扱うことにたいしては、重大な疑義がうまれてくるわけである。

かれは、このことに気づいているようにみえる。上の「諸権利の一部分のみが第一次的自然法に属し、ほかのものは(この法を現存の社会的・政治的發展に適用して生じた)適用された [= 応用] 自然法に属する」、という説明¹³⁾を、この批判にたいするかれの一般的解答とみてよいであろう。かれは、「本性法則¹⁴⁾の不変性と可変性」を同時にみとめるから、すなわち、人間の本性における恒常的なものの存在を主張しながら、同時に、「原始人から今日の時

代にいたるまでの倫理意識のながい進化の道程」をも承知している¹⁵⁾から、このことによって、現代スコラ的自然法論を上のような批判にたいして守る手段を手にすることになる。というのは、わたしたちが、中世社会の身分的階層的秩序の理論的反映としてのトマス (Thomas Aquinas) 自身の自然法論には登場しない近代的諸権利を指標としてふりかざして、その復活継承としての現代スコラ的自然法論の本質的構造的限界をあかすみにだそうとしても、この道は、つぎに示されるようなしかたで、かれの手であらかじめ閉ざされていることになるからである。たしかに、Thomas 自身の自然法論については、ふつう、つぎのように語られる、——「そこには、近世の合理主義の誇りとする精神が欠けている。人間の自足性や生来的完成の主張がない。抽象的「権利」の擁護もなければ、また、あらゆる法やすべての規準の窮極の淵源としての個人の自主の弁明もない¹⁶⁾」。「近代的自然法思想は、人間が自然権を生有することは自明のこととがらであると考え、かような自明のことからの理論的表現としての自然法を想定する傾向を示しているのに反して、古代ならびに中世の自然法思想においては、永久普遍の秩序を定立する自然法そのものが先ず考えられ、かような秩序とかかわらしめることにより、人間の義務または権利が考えられたのである¹⁷⁾」、と。しかし、Messner によれば、自然法も「進化」する、というのである。それは、近世において、権利の理論としてブルジョワジーを駆って身分的階層的秩序とただかわせ自由権を確立させたのち、さらに前進した。19世紀なかばの労働運動が自由主義的資本主義に「社会的正義」の理念を対置して社会権の確立を促す原動力となったという事実も、かれの小冊子『現代社会学とスコラ的自然法』(1961)によれば¹⁸⁾、「自然的法良心の、自然法良心の、革新力の証拠」ということになる。それどころか、かれは、ブルジョワ社会にかわって「各個人の自由な発展が、すべての人々の自由な発展にとつての条件である」という構造をもつ「一つの協力体」が出現する、という『共産党宣言』第2章末尾のあの指摘に、「イデオロギーの面をかぶった自然法認識」をみると信じるところまでいっている¹⁹⁾。とはいえ、かれは、いうまでもなく、そのような協力体としての社会

主義社会を自然法的に根拠づけることは決してしないのであるが、とにかく、Messner が、上述のとおり、今日までに獲得されている自由権ならびに社会権を原理的にはすべて承認する姿勢をとっているのは、かれ自身としては、そのスコラ的自然法論の立場とすこしも矛盾することではないのである。これは巧妙なやりかたである、と思われる。まことに、かれの自然法には、なにもかものみこんで消化してしまう強健きわまる胃のようにたくましい生命力があたえられている²⁰⁾。

それだけではない。Messner は、自然法の「進化」の過程にもっと立ちいることによって、これを自然法存立の証明のためにもっと巧妙に利用することさえ心得ている。自然法は一夫多妻制でも奴隷制でも封建的秩序でも農奴制でも異端審問でも資本主義でもなんでも正当化したり容認したりしてきたではないか、という非難にたいして、かれは、自然法もまた「時代的制約をうけて」いるのは避けられないことはみとめるけれども、このいろいろな「自然法の過誤」が克服されてきたというほかならぬこの進化の事実から、「だからこそまちががなく自然法が存立するのである、すなわち、道徳的法意識の進化とともに効果的になる一基礎的法命題と自然法的諸権利とについての一知識が」、という「疑うことのできない結論」が出てくる、というのである²¹⁾。自然法の過誤でさえ、いや、自然法の過誤をこそ、自然法の存立の証明として活用できるとするこのような論法については、どう考えればよいであろうか。攻撃を逆手にとるこの論法は、非常にすぐれた防衛力をそなえていて論破できないようにさえ、はじめはみえる。それは、しかし、地上における悪の存在がかえって神の栄光を増すとするたぐいの論法が、悪の問題に対処するのに楽観的にすぎるのに似て、自然法の過誤とその原因とについての反省がよわすぎ、すでにその点だけからみてもあまり説得力をもっていない、とわたしは考える。

実際、すこししらべてみればあきらかになるように、Messner のこのような周到な論法をもってしても、スコラ的自然法論の防備は、完璧とはいえない。自然法論一般につきまとう根本的弱点としての循環論法をとりのぞくこ

とには、それはやはりすこしも役だたないのである。

かれは、上述のとおり、人間本性自体から基本的人権と呼ばれる諸権利をみちびきだしているのであるが、この諸権利は、もともと、特定の階級の物質的要求の反映として意識に発生したのち、自然【本性】的なものとして確認されるというかたちで人間本性のなかへ読みこまれた(hineingelesen)ものにはかならないのである。たとえば、職業選択の自由は、封建的身分制度のもとでは、決して、自然的権利、すなわち、人間本性自体にふくまれていて、そこから分析的必然的に出てくるといった権利、ではなかった。この観念は、物質的生産をできるだけ増大させようとする近世ブルジョワジーの要求の反映として生まれ、自己を人類と等置したかれらの手で、人間本性に固有の権利として自覚され、つまり、そのなかへ読みこまれたものである。いま Messner が、これを人間本性にもとづく自然法的権利のひとつとして根拠づけるというのは、あらかじめ読みこまれていたこのものを、そこからとりだす(heraussholen) ことにはかならない。ほかの諸権利についても同様である。かれの自然法論は、この手づきをふむことによって、循環論法におちいつているのである。自然法の存立を証明するはずの材料をいくつ歴史からひろいだしてならべてみたところで、この事態はかわらない。

この状況は、Thomas の自然法論が、中世社会を前提し、その秩序をモデルとして観念的に全宇宙に投影することによって自然的秩序の表象を成立させた²²⁾ のち、こんどは逆に現実の社会秩序の正当性をこの表象との比較によって根拠づける手づきをふんでいるところに、すでにあらわれている。一般に自然法存立の主張がふぐまずにはいない類似の循環論法は、すでにしばしば指摘されたことがある²³⁾。これを克服しなければ、自然法論の根拠づけはできたことにならないのである。

Messner は、論文「自然法は人間存在の秩序である」(1957) および上掲の小冊子において、この課題ととりくんでいる。上の循環はたちきることができ、ないし、そういう循環はそもそも存在しない、というのが、かれの確信である²⁴⁾。その主張が、つまり、自然法の存立についてのかれの第2の証

明のころみとわたしにみえるものにほかならない。

かれによれば、人間は家族存在 (Familienwesen) として自然法的諸原理—そのうちの最高のものとされる「正義」の原理として、「各人にかれのものを」(suum cuique) があり、さらに、「契約はまもらなければならない」(pacta sunt servanda)、服従、忠実、などがある²⁵⁾—を、生活のそもそものはじめから家庭内で具体的内容ゆたかに体験する、たとえば、上の「正義」の原則については、「これは兄(弟)のもの、だから、とってはいけない」というようにである²⁶⁾、という。自然法の存立領域は、なによりも、家庭である。「完全な人間的な存在の秩序としては、本性秩序は、まずなによりも、社会の歴史的な(しかもあらゆる時代の)原細胞としての家族共同体を通じて、本性的な衝動や傾きにより、ことに、本性的な相互愛や尊敬により、現実化される²⁷⁾」、と『自然法』の日本語版への原著者序文のなかで述べられている。「単純な道徳的ならびに法的諸原理は、はじめ、その特殊な・内容的に規定された妥当のしかたにおいて家族共同体の生活のなかで経験され、それから、その普遍的内実において把握され、それ自体として確実で普遍妥当的なものとして、洞察される²⁸⁾」。自然法というものは、つまり、抽象的なかたちで原理としてかけられることになる以前に、「人間本性を通じて要求され貫徹された・社会生活の存在秩序」として生き生きと具体的に体験されるものにほかならず、特定の世界観的イデオロギー的立場による人間本性の解釈から、または、特定の文化圏で通用している価値体系から、それぞれ自然[本性]のなかへ読みこまれる、というようなものではない、というのである²⁹⁾。

このように、社会的事実にかんする考察を個人についての問いからはじめ、しかもその個人を、個人主義の社会理論のように自足した存在としてでなく、また、集合主義的解釈のようにもっぱら国家的存在としてでなく、家族のうちにおいて身体的にも精神的にも完成した人間となるという意味で家族存在として扱う²⁷⁾のは、Messner が一貫してとってきている方法である²⁹⁾。生物学・心理学・社会学・文化人類学・法史学・先史学の成果は、人間が家族存在であることを一致して証言している、と Messner が強調する³⁰⁾のは、自

然法論に循環などありはしないことを証明するための上の立論を、それによって強化したいためである。

わたしは、しかし、社会の「原細胞」における事態をよりどころとして社会全体の構造について論断する Messner のこの議論を、有効なものとみることはできない。自然法の最高原理としての「正義」について考えてみよう。それは、原理としてはやはり抽象的なものにとどまるのであって、家庭でどれほど内容ゆたかに体験され洞察されるとしても、第1に、だからといって「自然法の過誤」が克服されることになるわけではなく、それは支配階級の立場からどのような社会諸関係をも正当化するのにひきつづき役だつことができるし、第2に、現実の社会諸関係がこの原理にかなうものであるかどうかを被支配階級の立場から判定するための基準としては、十分でない。たとえば、労働者が資本主義のもとで、自分が資本家に搾取されており、この社会における労働がしたがって正義の原理にもとる、ということを理解するためには、家庭で体験された「各人にかれのものを」という原則だけでは足りないのである。というのも、かれの労働にたいしては「公正な」賃金が支払われているからである。それでもここには搾取が存在するのであるということのからくりをみぬくためには、かれは、自然発生的な素朴な「階級意識」の次元にとどまっていなくてはならないばかりか、すすんで、資本主義的生産様式全体のなかに位置づけられる賃労働の特殊性にかんする科学的知識を、理論のレベルで学んでしっかり身につけなければならない。そして、これこそ、かれの意識が家族共同体の地盤の上を動きまわっているかぎり、決してはたせないことなのである。家族共同体の内部における限られた経験だけに依拠して、そこから無雑作に、それを越える諸契機で規定されている社会秩序へ推論することはゆるされない、というほかはない。

かつて、ディングラ (Hugo Dingler) は、日常的世界の物理的空間の構造がユークリッド的であるという「証明」をおこない³¹⁾、そこから、天文学的世界のユークリッド性を自明のこととして要請し推断した³²⁾。かれは、リーマン幾何学を採用した一般相対性理論を、実在とはなんのかかわりをももたない

「方程式の体系」にすぎないものとみ、物理学とはニュートン力学のことである、と宣言した³³⁾。Messner は、家庭で自然法の基本的諸原理が事実として妥当しているという「証明」をおこない、そこから、自然法は人間存在の秩序である、と主張するのである。それは、現実には、その大著『自然法』に体系化されているような「社会・国家・経済における自然〔本性〕秩序」³⁴⁾としての「社会的民主主義」(die soziale Demokratie)の構想となる。それが資本主義的社会秩序のわくを一步も破るものでないことを、わたしは別稿³⁵⁾で示すことができたと思う。かれが自然秩序として人間本性のなかからとりだしてみせるものが、じつは、あらかじめかれが肯定しそのなかへ読みこんでおいた資本主義的社会秩序にほかならないことは、とりわけ、上掲の私的所有権についてその「自然法的性格にかんする諸証拠」をその「社会的諸機能にもとづいて展開している『自然法』第171章の箇処³⁶⁾をみれば、だれの目にもあきらかである。Dingler が、重力法則の作用を等閑に附することによって、宇宙空間の非ユークリッド性を、したがってまた、ニュートン力学が日常的世界をその本来の妥当領域とするひとつの物理学にとどまることを、理解できなかったように、Messner は、物質的生産の発展法則を承認することをこばむために、資本主義的社会秩序が、「資本家には利潤を、労働者には賃金を」、という形態ではたしかに「各人にかれのものを」という「正義」の原則を実現したことになってはいるが、しかし、人類社会の発展の途上において過渡的相対的な性格をもつ特定の社会諸関係の総体にすぎないという事態を、理解することができない。かれの自然法論も、資本主義的社会秩序を自然秩序として根拠づけるのにちょうどまにあうだけの自然すなわち人間本性概念を用意しているにすぎないのであって、社会の「原細胞」としての家族から出発して自然法論を根拠づけようとするかれの努力も、この循環をたちきることとはできないのである。

以上の考察は、Messner の論述だけを材料とする簡単な検討にすぎないけれども、一般に現代スコラ的自然法論が科学論的吟味に堪えない「理論」であることを示唆するには足りる、とわたしには思われる。

注

- 1) 拙稿「虚偽意識としての自然法思想」、『理想』第381号(1965年2月), 24-35ページ。本稿はもともとその第4節として準備されたものである。ご併読いただければさいわいである。
- 2) その経歴と業績については, J. Messner: *Moderne Soziologie und scholastisches Naturrecht* (1961) およびかれの70歳記念論文集 *Höffner-Verdroß-Vito* (Hrsg.): *Naturordnung in Gesellschaft, Staat, Wirtschaft* (1961) につけられた Alfred Klose による紹介, 後者巻末の Bibliographie, J. Messner『自然法』I (水波訳) 巻末の「訳者あとがき」, を参照されたい。
- 3) 野田良之「現代自然法」, 『法哲学講座』第5巻(下) (1958), 206-7ページ。
- 4) 前者としては, たとえば, O. Veit: *Der geistesgeschichtliche Standort des Naturrechts* (1947) および E. Spranger: *Zur Frage der Erneuerung des Naturrechts* (1948) がある(それぞれ W. Maihofer (Hrsg.): *Naturrecht oder Rechtspositivismus?* (1962), SS. 33-51 および SS. 87-107)。—後者としては, すでに1947年に W. R. Beyer: *Rechtsphilosophische Besinnung. Eine Warnung vor der ewigen Wiederkehr des Naturrechts* があるという(野田, 前掲論文, 207-8ページ 注4)による)。
- 5) W. Maihofer (Hrsg.): op. cit. には, 1960年までの代表的論文が収められており, 1945-60年の文献目録も巻末についている。
- 6) A. P. d'Entrève: *Natural Law. An Introduction to Legal Philosophy* (1951). 久保訳『自然法』(1952), 168ページ以下。
- 7) 1928年以後ドイツの資本家たちが再軍備推進と社会主義革命防止のために Hitler を資金面で積極的に支持し Hitler がその期待にそむかなかったことについては, たとえば, ポピュラーな書物 Erwin Leiser: *Mein Kampf*《Eine Bilddokumentation》(1962), S. 53, SS. 60-1, S. 69, SS. 96-7, にも明確に述べられている。
- 8) 注1)の拙稿の目的は, 現代スコラ的自然法論が資本主義的社会秩序擁護のイデオロギーにはかならないことを論証することであった。
- 9) 「正義」の実現としての「自然秩序」という崇高な理念をこの自然法論はかかげるのに, 現実政治におけるカトリシズムの手は汚れている。ヴァチカンには, 周知のとおり, 「満洲帝国」をいちはやく承認したし, ナチ政権といちはやく政教条約 (Konkordat) を(「極めて早急な交渉が行われたのち」—Latreille et Siegfried: *Les Forces religieuses et la Vie politique. Le Catholicisme et le Protestantisme* (1951). 仙石・波木居訳『国家と宗教—カトリシズムとプロテスタンティスム—』(1958), 171ページ) 締結して (1933年7月20日), 予想をはるかに越えるこの „ein so unbeschreiblicher Erfolg” に Hitler を狂喜させもした (E. Leiser: op. cit., SS. 90-1)。また, Hitler による併合の5日後の1938年3月18日に, オーストリアの司教たちは, ナチ政権に

忠誠を誓う「荘重な声明」を発した (E. Leiser: op. cit., SS. 114-5). こうしたことどもは、カトリシズムとその自然法論とからナチズムとの関係において法実証主義を非難する資格を全くうばい、この自然法論を科学論のレベルで検討する必要があるという本文で述べた理由をつよめるものである。

- 10) J. Messner: Das Naturrecht. Handbuch der Gesellschafts- Staats- und Wirtschaftsethik (1949) の邦訳『自然法』(1956-8) は、4冊 (I-IV) に分かれている。引用は、I, 227 ページ以下。
- 11) 宮沢俊義『憲法 II』(1959), 98-100 ページ。
- 12) いわゆる自由国家的原理にもとづく伝統的な人権諸宣言にかかげられてきた諸権利で、包括的には世界人権宣言 (1948) に列挙されているといえよう。
- 13) J. Messner『自然法』, I, 229 ページ。
- 14) „Naturgesetz” のこと。
- 15) J. Messner, I, 82.
- 16) A. P. d'Entrève, 前掲訳, 65 ページ。
- 17) 恒藤恭「法の主体」, 『法哲学講座』第5巻(上) (1960), 10 ページ。
- 18) J. Messner: Moderne Soziologie und scholastisches Naturrecht (1961), S. 39.
- 19) J. Messner: op. cit., S. 40.
- 20) すでに Thomas 自身に自然法の進化という思想があった, と J. Messner: op. cit., SS. 30-2 は強調する。A. P. d'Entrève, 前掲訳, 62-3 ページも、同意見である。しかし、だからといって、Thomas の自然法論の根本性格についての理解をあらためなければならなくなるわけではあるまい。
- 21) J. Messner: op. cit., S. 30.
- 22) 野田, 前掲論文, 158 ページ: 「トミスムの自然法はその背後に中世社会を前提しているものであり、この階層的な中世社会の像があらゆる人間社会の範型として絶対化されている」。
- 23) H. Welzel: Naturrecht und materiale Gerechtigkeit, 2. Aufl. (1955), S. 61; E. Spranger: op. cit., S. 90; E. Topitsch: Das Problem des Naturrechtes (1950), in: Maihofer (Hrsg.), S. 159 ff.; E. Topitsch: Vom Ursprung und Ende der Metaphysik. Eine Studie zur Weltanschauungskritik (1958) の諸所にも、この循環の指摘がみられる。
- 24) J. Messner: Naturrecht ist Existenzordnung (1957), in: Maihofer (Hrsg.), S. 550.
- 25) J. Messner: op. cit., 536; Moderne Soziologie usw., S. 11.—『自然法』I, 16-7 ページでは、敘述のしかたがすこしがう。
- 26) J. Messner: Moderne Soziologie usw., S. 12.
- 27) J. Messner『自然法』I, 2 ページ。訳語はわずかに改めてある。
- 28) J. Messner: Existenzordnung, S. 536. Vgl. auch S. 545 ff.
- 29) J. Messner『自然法』I, 第1章, 第17章; 同II, 第70章, 第75章。

- 30) J. Messner: Existenzordnung, SS. 546-50.
- 31) H. Dingler: Das Experiment. Sein Wesen und seine Geschichte (1928), S. 37, S. 57 ff., S. 96.
- 32) H. Dingler: op. cit., S. 102.
- 33) H. Dingler: op. cit., Vorwort においてすでに、相対性理論を物理学としては拒否するその立場が明確に打ちだされており、これは全巻をつらぬく。
- 34) これは注 2) で言及されたかれのための記念論文集の表題である。
- 35) J. Messner 『自然法』 IV, 297-8 ページ。

—— 1965 年 1 月 11 日 ——